

「いま、市町村合併について望むこと」

結果ではなく、経過の情報を逐次具体的に公開してほしい。

松山との合併、川内との合併だけではなく、広く可能性を追求したい。

合併についての委員会に、公募による住民の参加を認めてほしい。

決まったことについての説明会ではなく、決定する過程で住民の意見を十分に反映することができるような話し合いの場をつくってほしい

アンケートを実施する場合には、合併についてのメリット・デメリットを住民が十分理解した上で、全町民に対して行ってほしい。

重信町における、これまでの市町村合併への取り組み

2000年11月30日

10月に県の試案が示されたのを受けて、「重信町町議会行政改革特別委員会」が開催された。

2000年12月

重信町、川内町の両町長が、重信・川内合併案を参考パターンとして入れることを県へ要望した。

2001年1月31日

県の市町村合併推進要綱（素案）の合併パターンに、重信・川内合併案が参考パターンとして示された。

2001年2月16日

重信町職員32名からなる「合併検討プロジェクト」というワーキンググループが発足した。このグループでは、松山市と川内町へアンケートを依頼し（回答期限は3月23日）、2つの案についての資料づくりをする。



第 3 3 号 目 次



2001年1月から3月の活動は、市町村合併について考えることが主たる活動となりました。2月にはメンバー数名が県庁へ足を運び、県の担当者の話を直接聴いたり、市町村合併推進要綱策定検討委員会（なんて長い名称！）を傍聴したりと、熱心な活動を展開しました。

その結果、市町村合併を町民主体で進めるために「いま、市町村合併について望むこと」を会報のトップに大きく掲載することになりました。市町村合併は暮らしを変える出来事ですから、町民みんなで考えたいものです。

1月には総会を開催しました	p.4
2月、3月には市町村合併について考えました。	
愛媛県市町村課の担当者に話を聴きました（2月5日）	p.5-6
第7回市町村合併推進要綱策定検討委員会を傍聴しました（2月20日）	p.7-8
例会で市町村合併を考えました（2月19日、3月5日）	p.1-2
関連記事とコラム	p.9
重信町議会傍聴席に望む	p.10
地球温暖化防止のための愛媛県の取り組み	p.11
今後の計画など	p.12

1 月例会報告

1月15日午後、町民会館で学習会の総会をしました。まず林さんから会計報告を受け、会計記録をみんなで見た後、承認しました。

その後、市町村合併が重信町でどの様に推められているのか、又、学習会として今後どの様に取り組んでいくのか、という事を話し合いました。県が合併要綱を出そうとしている時、町内で合併協議についての情報は住民に流れてこないし、私達も、町及び私達の暮らしへの影響が漠然とした感覚でしかとらえられません。

そこで、県内各市町村の情報を収集・分析しているであろう、県市町村課担当者に、合併前と後の暮らしの変化を数字で示してもらったらどうだろうという話になりました。

そうすると、水道料金や税金関連、介護保険、議員定数など、暮らしの変化が具体的になって、合併による私達への影響が少しでもわかりやすくなる、と考えたのです。

県の担当者との交渉は、去年もお世話して頂いた、県議の阿部悦子議員にお願いすることになりました。

話の流れがここまで来た時には会の予定時間を過ぎていて、年間活動計画はおさんぽ会と県外研修のことだけ話し合いました。おさんぽ会は春と秋に1回ずつ、県外研修の候補地には岡山の閑谷学校と徳島の大塚美術館があがりました。今年は出会い塾をしたいという意見も出ましたが※、学習会では活動会員、購読会員の色々な声を聞かせてもらって年間計画を立てたいと考えています。

皆さん、どしどし御意見をお寄せください。(R. D)

※ 来月例会以降に活動内容を随時決定していくという事で、総会を終わりました。

雑 感

“平成17年市町村合併”という話は、以前から耳にしていたし、それなりに関心も持っていたが、具体的なことはあまり知らなかった私が、最近2度も、県の市町村課の方から直接お話をうかがう機会に恵まれた。

明治22年市制町村制施行、昭和28年町村合併促進法などを経て現在に至っているという歴史的背景。現在、国・地方の財政状況が極めて厳しい状況にあり、地方交付税制度等の地方財政制度を現行のまま維持することは困難であること。少子高齢化が急速に進む現代において、多様化、高度化する行政ニーズに応える為には一定規模以上の人口と産業集積を有する自治体でないと効率的な行政が行えない。その為の合併であるという説明をされた。合併に際しては、平成16年3月までに合併したところ、平成17年3月までに合併したところ、それぞれに財政等の特例措置があるが、それはあくまでも合併に際して生じる諸経費を補う意味のものであり、合併に関しては住民の意思が最も重視されるとも言われた。合併の基本パターン、参考パターンを示したのも、それに固執するものではなく、住民の話し合いのきっかけを作る為のものであることも強調された。しかし基礎知識の乏しい私が素朴な質問をすると、県の作ったパターンがいかに意味のあるものであるかに終始し、“昔の不便な生活でいいと言うのなら”という様な答えまで返ってきた。

効率と便利さを追求し巨大化した都市が、いかに非人間的な場になっているか、私達は様々なメディアを通して十分すぎる程見聞している。過疎地域への地域交付税が、いかに国の財政を圧迫しているかも強調されたが、そもそも交付税は、

政治家や官僚が額に汗してどこかで稼ぎ出してきた資金を地方にわけ与えて下さっているわけではなく、私達が納めた税金の6割を国庫に納め、国民1人1人がどこに住んでも誰でも等しく安全で平穏な生活を送る為に地方に分配するものであると理解したい。生活に密接な関わりを持つ自治体は大きすぎない方がいい。そして財政的に効率的にというのなら、市町村合併よりも、県という枠をとりはずした方が効果が大きい様にも思う。

しかし平成11年、県は“市町村合併推進要綱策定委員会”を発足させ、以来7回の委員会が開催され、立派な“愛媛県市町村合併推進要綱”が出来た今、合併は避けては通れないと思われる。今、私達にできることは、合併問題を自分のこととして考え、私達がどの様な“場”を望み、将来どの様な方向に進んでいきたいのかを真剣に考えることだと思ふ。町もより多くの住民の意見を吸い上げる場を作っていたきたい。過日のゴミ分別の時の様に、単なる“お知らせ説明会”に終わらない様、切望する。県が作った要綱にも、国は①合併準備補助金、②合併準備経費に対する特別交付税措置、③情報提供、④アドバイザー派遣などを約束している、とある。それらを充分利用して、より深い話し合いの出来る場を作って欲しい。そうすれば、重信町独自の案が生まれるかもしれない。要綱にも“市町村合併は最終的には各市町村が地域住民の意向を踏まえて決定すべき事項であり、県が示したパターン以外の組み合わせについても十分な検討を行い最終的な判断を下す”と明記してある一文が真に生かされる為に。（K. O）

7回市町村合併推進要綱策定検討委員会を傍聴して

2月20日、愛媛県議会議事堂環境保健福祉課委員会室で開催された、第7回市町村合併推進要綱策定検討委員会を会員4名で傍聴した。

34頁に亘る「愛媛県における市町村合併推進要綱策定に関する報告書」(案)に基づき、事務局から変更箇所の説明があり、3~4人の委員が感想を述べた後、報告書案を了承し、あれよあれよという間に30分程で終わってしまった。

今回は、第7回目で最終回ということで、活発な意見交換をしている場面に直面できなかったのが残念だった。しかしながら、こういった場所での会合に出てみて、遅ればせながら、どういったメンバーで、いつ、どんな話し合いがなされていたのかがわかり参考になった。

市町村合併推進要綱策定検討委員会は、平成11年に設置され、会長：藤目節夫愛大教授、副会長：吉久宏愛媛経済同友会幹事・伊予銀行専務取締役、以下委員8名(内女性一人 佐々木ひろみ松山東雲短期大学教授)の計10名で、市町村合併の必要性や合併パターン等について検討してきたそうである。

今回は委員3名が欠席していた。出席委員から、

- ・ 作ったことが目的ではないので、スタートにしたい。
- ・ 各市町村の声に、国の赤字を市町村に押し付けるのか、という意見が目立っているように思う。このわだかまりを説く必要があり、その努力からはじめよう。
- ・ これだけの資料をよく作ったナー。
- ・ 住民の意見をよく取り入れた報告書だ。
- ・ 2年間審議をしつくした、他の県に比べても誇れる内容だ。
- ・ 調査状況を文言に盛り込もう。

等々の意見が出、お互いの努力を讃えあい、策定検討委員会はこれで解散。

この後、報告書を知事に提出し、これを基に、県において「市町村合併推進要綱」が策定される。これを受けて、今度は各市町村で活発な議論を進めて行くという段取りになっているようだ。

この要綱の中で、重信町に関係ある箇所を見ると、(1)基本パターンでは、松山市、北条市、重信町、川内町、中島町の組み合わせ。(2)参考パターンでは、重信町、川内町の組み合わせ。

期待される合併効果として

(1)基本パターンでは〔県都機能充実型〕

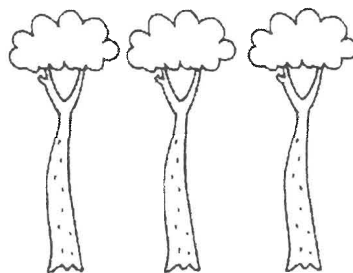
- ・市街地が連たんしている地域が多いことから、一体的な土地利用が可能となる。
- ・松山市を中心として、より一層の行政の高度化・円滑化が期待される。
- ・公共施設（松山中央公園・松山市総合コミュニティセンター等）の広域利用等の進展が可能となる。

(2)参考パターンでは〔都市周辺地域自立型〕

- ・人口3万人超となり「市」への移行が可能になる。
- ・市街地が連たんしている地域が多いことから、一体的な土地利用が可能となる。
- ・松山圏東部の独立した核として、都市機能を充実させるとともに、松山市との連携を図ることによって、一層の発展が期待される。
- ・2つの一部事務組合（消防、火葬場）が解消され、行政の合理化・効率化が図られる。

以上のようなことが書かれてありました。

委員会傍聴の後、阿部県議の控室へお邪魔しました。特に女性議員同志の腹を割った話し合いでは抱腹絶倒の場面もあり、愉快的ひと時でした。(S. K)



考察 市町村合併 中予の現状

11

国と地方自治体を取り巻く厳しい財政状況を背景に打ち出された「平成の市町

関西学院大産業研究所教授(具合併推進要綱策定検討委員) 小西砂千夫氏(40)

半年ぐらゐの間に、首長一年だ。一年議論して、ま

人口十万人の市で確保でき 一つの選択肢を提案したい。

半年で可否決めるべき

―当面、各自治体を取り組むべきことは。

純延長は無いと見ている。特例法適用期限の二〇〇

―合併後の適正人口はどれ程度か。

格ラインと言えらるだろう。小規模町村が単独で生

識者に聞く(上)

松山大教授(財政学) 鈴木 茂氏(52)



地方分権一括法で、国から地方に事務の再配分が行われたが、税源は移譲

―合併するかのようにと、過疎化の進展で集落がと

―合併を考える上で必要なたな合意とビジョンを持つことだ。

地方交付税の存続課題

―地方分権と財源の関係

―小規模自治体や中山間

―合併を考えたとき、率直に意見を出さないと、初め

をどうとらえるか。

税権が整備されていない以上、自主行政にならない。

―地域は生き残れるか。

―小さな町村が合併するに地方交付税制度をきちん

愛媛大教授

(県合併推進要綱
策定検討委員会長)

藤目 節夫氏(55)



―合併の是非について。
六百兆円を超える国と地

方の財政赤字がある以上、
この時期に市町村を再編し
て財政の効率化を図りたい
ところだろう。合併せず自
主独立の道もあるが、将来

行つにはどうしたらいいの
か。日本は武士や官僚が国
のシステムをつくって
きた。このため、住民が

住民がビジョン描いて

の自治体運営を考えると、
小規模自治体では存続が難
しいだろう。 ―住民主導の合併論議を
域に責任を持ち、行政だ

域の将来像を描くこと
は長い歴史の中でも、こ
れまでなかった。自分の地
域に責任を持ち、行政だ

たらどうするかを住民
が積極的に考えることが求
められる。 そのために、住民と行政
のパートナーシップをつく
としよう。
―合併の代替案はあるの
か。

らねばならぬ。自治体の組
み合わせばかり話し合うのでは
なく、明確な地域ビジョンを描
持たせたようなもの。交通
広域行政的なものとし
て、米国オレゴン州ポー
ランドの「メトロ」を例
に挙げたい。日本では有名
無実化した「郡」に権限を
持たせたようなもの。交通
や土地利用などの広域行政
に関する決定はメトロに
強大な権限がある。一方で
公園整備、教育などは各
自治体に権限があり、全
体と個別の区割りができ
ている。しかし、日本に
導入するとなると各自治
体は「我が田に水を引く」
のに必死になり、必ずしも
米国の例をそのまま適応
することはできないのでは
ないか。

考察 市町村合併 中予の現状

■12■

松山大教授

(地方自治法学)

妹尾 克敏氏(47)



―自治体の合併への取り
組みをどう思うか。

県内、全国で始まってだ。
おり止めようがない。合
併は地方分権の受け皿と
みるか。 ―合併推進の動きをどう

識者に聞く(下)

行政の効率化論に疑問

して始まったと思う。しか
し自治体の仕事だけが増
えて税源は移譲されてお
らず、それを称して「受
け皿」と言えるかは疑問

公共・総合的なサービス
なども後回しにされかね
ない。 今回の合併論議の大前提
として行政の効率化論など
「と考えるから無理が生
じる。」
合併は最終的な手段で
あり、到達するまでにさ
まざまな選択肢があるは
ずだ。それを国が「でき
ることならグループینگし
ない。」
(地方部・市町村合併取材
班) 〓おわり

た、小規模自治
体が大きな自治
体に編入されれ
ば地理的に周辺
部になるだけで
なく、基盤整備
け入れがたい。個々人と
って本当に豊かさを実感で
きる生活になるのか。どう
も発想が下を向かず、全部
上を向いている。
―合併に代わる方法はある
か。
自治体が機能的に手を結
び、事務を共同処理すれば
よい。全国各地に何らかの
事務組合が存在し、広域連
合も設けられている。オリ
ジナルな広域行政があつて
もよい。多様なものを受け
入れ、上部団体が財政面な
どでサポートする姿勢が出
来上がらないと民主的で実
現し

考察 市町村合併 中予の現状

■6■

合併のメリットの一つに、システム統合などの臨時的経費ととして一億三千万円の効率的なまちづくりだ。例

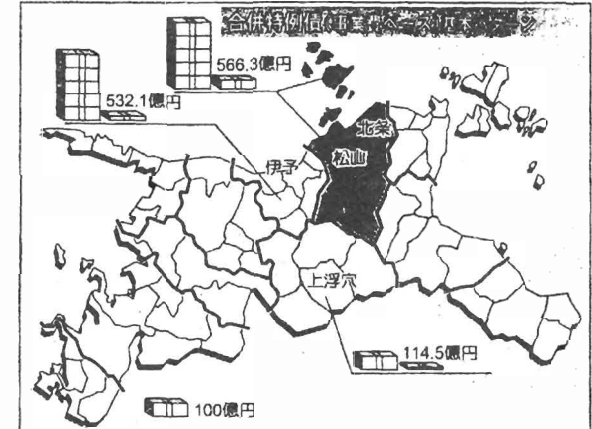
えは、ごみ処理事業。ダイオキシン対策を伴う処理施設建設や維持には巨額の費用がかかるため、小規模自治体単独では取り組みにくい。合併で展望が開ける。

投資増え借金膨らむ？

合併特例債には、まちづくり建設資金調達用の「合併特例債」発行を認めるなど、財政上の優遇措置を盛り込んでいる。特例債は、合併後十年間、市町村建設計画に基づく一定の公共施設整備や地域一体化のための基金積み立てなどについて、事業費の九五%までを借金(地方債)で工面できる制度。借金返済の七割は国が普通交付税で肩代わりしてくれる。

合併特例債

仮に、県の示す基本パターン通り伊予市・伊予郡が合併した場合、最大約五百三十二億円の事業費が特例債の対象となる。内訳は、ハード整備事業に約五百三億、ソフト事業が二億九億、さらに▽電算シ



参考パターンの場合

重信町・川内町	106.7億円
松山市・北条市・中島町・砥部町	502.6億円
伊予市・松前町・双海町	276.3億円
小田町・広田村・中山町・内子町・五十崎町	163.4億円

※数字はハード整備事業とソフト事業の合計を算出 ※県合併要綱をもと

能性も否定できない。

「昭和の大合併」一九五三(昭和二十八)年十月に施行された町村合併促進法による自治体の整理統合。当時、愛媛には二百三十四市町村があったが、合併推進期間内(六二年六月まで)にほぼ三分の一の七十六市町村に減少した。その後、七四年に旧宇和島市が宇和島市に合併するなどし、現在の七十市町村になった。

「合併特例債」合併特例債(財政学)は「合併による行財政の効率化が問われていくが、それほど単純ではない。合併する市町村間の道路整備など新たな投資がなると、自治体としての機能を十分発揮できない。合併は費用の削減と発生を△があり、砥部町に隣接してしまっ

..... グリーン購入法って、なあに?

2000年5月に、「循環型社会形成推進基本法」とともに、「グリーン購入法」が制定されました。グリーン購入法の正式名称は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」といい、国から地方自治体に対して、努力義務としての通達があったそうです。

「グリーン購入」とは「できるだけ環境にやさしい製品やサービスを選んで買うこと」だそうです。この取り組みは、消費者と行政、事業者がともに進めてゆかなければなりませんね。

重信町議会傍聴席に望む

昨年、重信町の役場が新庁舎となった。それに伴い町議会の議場も新庁舎の中に入った。新庁舎ができて間もない頃くらしの学習会では新庁舎見学を行った。その時議場も見せていただき、何と広々とした議場だろうと驚嘆したものである。

ところが、昨年末町議会の一般質問を傍聴に行ったときのことである。一般質問は議事進行上一番後にあるので、当然のことながら、いつ始まっていつまでかかるのか、ほとんどわからない。大体このころ始まるだろうと予想をつけて行くのだが、自分のスケジュールの合間を縫っていくのだから、どうしても途中で抜けたりしなければならぬ羽目になる。従ってその時も出来るだけ、出入口近くに座るつもりで、傍聴席をのぞいた。何と、奥の方の席はかなり空いているのに、抜きたい人が多いのか、入り口あたりは満席、しかも、奥に入ろうにも人が通るスペースは残されていないのだ。なるほど、それで、奥の方に入る人がいなかったのだ。議場は広々としているのにそれに比べ傍聴席の何と狭いことか。しかも、出入口が、一カ所しかないため、より、出入りを困難にしているわけだ。これでは、傍聴席の数が前より増えたとしても実質入れる人数は少ないのではないか。いかにも傍聴人を軽視した設計と感ぜずにはいられない。

そこで、町に望みたい。住民の意見を反映するべく町民の代表たる町議会議員が、活発な議論を展開するべく議場が広々とした環境のもとで、活躍するのはいいと認めても、その様子を傍聴する住民がこの様な劣悪な環境のもとで傍聴しなければならないというのはいかがなものだろうか。早急に善処を要望したい。情報開示の面から言っても開かれた議会をアピールする上でもこれほどかっこうの材料はないのではないか。その日、中に入れなくて外で、テレビモニターで傍聴する人も多かった。聞くところによるとモニターの調子が悪くそちらの方も善処を望む声があったことをつけ加えておきたい。重信町がより住民に開かれた町であるために必要と思われるところには必要な措置をとっていただきたいものである。

(T・H)

地球温暖化防止のための愛媛県の取り組み

3月38日（水）、愛媛県環境審議会が開催されました。昨年4月より、審議会の委員を引き受けておりますので、今回も出席してきました。

今回の議題のうち、私にとって最も興味深かった審議事項は「愛媛県地球温暖化防止実行計画（案）について」というものです。これは、平成9年12月に採択された京都議定書の趣旨に則って、県の自主的な取り組みにおいて温室効果ガスの削減を図るというもので、県の機関から排出される温室効果ガスの98%を占める「二酸化炭素」を削減することが主な目標となっています。もちろん、具体的な数値目標も示されています。それは、「平成22年度を目処に、平成2年度対比6%以上の二酸化炭素の排出削減を図る」という内容です。しかしながら、平成22年度まではまだ時間があります。そこで今回は、平成13年度から17年度を第一次の計画期間とし、平成17年度までに、平成11年度実績の6.2%以上の二酸化炭素の排出削減を図るということになっています。

愛媛県は、この実行計画を実現するために、107の具体的な取り組み項目を設けています。内訳は、「省エネルギー・省資源の推進」が49項目、「ごみの減量化・リサイクルの推進」が16項目、「グリーン購入の推進」が22項目、「建造物の営繕、管理等に当たっての環境配慮」が20項目となっています。そのうち、省エネルギーに関する項目のいくつかをご紹介します。

- ・ 冷暖房時には適切な温度設定を行い、冷え過ぎや温め過ぎがないよう十分に注意する（冷房時28℃、暖房時19℃を目安とする）。
- ・ ハイブリッド自動車や2010年新燃費基準達成車など燃費向上に優れた車種を積極的に選択する。
- ・ 廊下、階段等の共用部分の照明は、庁舎管理上、支障のない範囲で消灯する。
- ・ 職員については上下概ね3回までの移動は階段を使用するなど、階段利用を

励行する。(ちなみに、来庁者には「最寄り階への階段利用を呼びかける」
そうです。協力しましょうね)

いかがでしょうか。

環境審議会としては、今後も項目の検討、追加などをしてゆくことになりました。省エネルギーに取り組まれている方にとっては、「あれ?」と思われる項目もあるかもしれませんので、ぜひ、ご協力ください。

なお、削減の成果については、毎年度公表されるそうですから、そちらのチェックもお忘れなく。 (T. S)

【 今 後 の 予 定 】

下記の通り、4月には「春のおさんぽ会」を行います。ぜひ、ご参加ください。

実施日：4月28日(土) 時 間：13:30~15:30頃
集 合：13:30に町民会館 場 所：重信町内のどこか。ヒ・ミ・ツ。
内 容：春の自然を楽しみま〜す。

また4月には、市町村合併に関連しての町の取り組みを、重信町の担当者に伺いたいと思っておりますので、日程が決まり次第ご連絡いたします。

くらしの学習会では、随時会員を募集しております。

活動会員 2,000円/年 購読会員 1,000円/1年

振込口座番号(郵便局) くらしの学習会(01610-5-21026)

問い合わせ先：電話・ファックス 089-964-6956

編集後記

「字を大きく」との希望で、今回は全体的に字を大きくしてみました。そのため、字ばかりの会報となってしまいましたが、いかがでしょうか。 (T. S)